

議案第235号

大阪市営住宅条例の一部を改正する条例案

大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第29条第1項」を「第39条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市営住宅条例（抄）

（公営住宅の入居者資格）

第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける者及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者にあつては第3号及び第9号）の条件を具備する者**第39条**

でなければならない。

(1) - (9) 省 略

2 - 3 省 略